

事務連絡
令和2年7月17日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、特定非常災害の被害者の権利利益であって、その存続期間が特定非常災害の発生日以後に満了するものについては、告示で定めるところにより、当該権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができるものとされています。

今般、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和2年政令第223号）により、令和2年7月豪雨（以下「当該豪雨」という。）が特定非常災害に指定されるとともに、法第3条第2項の規定に基づく厚生労働省告示（「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件」（令和2年厚生労働省告示第264号。以下「告示」という。））により、厚生労働省関係の一定の権利利益に関する満了日について、当該豪雨の被害者による延長の申出を必要とせず、一律に令和2年12月28日まで延長する措置を講ずることとしました。

これに伴う障害保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりとなりますので、御了知の上、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

記

第1 満了日の延長を行った権利利益

- 1 告示により満了日を延長した権利利益については、別添のとおりであり、そのうち障害保健福祉に関する権利利益の延長を行ったものは次のとおりである。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）関係

- 指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第21条の5の3第1項）
- 障害児通所給付費等の通所給付決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第21条の5の5第1項）
- 指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）（第24条の2第1項）
- 障害児入所給付費の入所給付決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第24条の3第4項）
- 指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第24条の26第1項第1号）

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）関係

- 精神障害者保健福祉手帳の交付（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第45条第2項）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係

- 介護給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第19条第1項）
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）（第29条第1項）
- 地域相談支援給付費等の支給決定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第51条の5第1項）
- 指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の14第1項）
- 指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）（第51条の17第1項第1号）
- 自立支援医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）（第52条第1項）
- 指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者に係るものに限る。）（第54条第2項）

第2 留意事項

- 1 特定被災区域内に居住地を有する者については、現に介護給付費等の支給決定等が行われており、かつ、当該支給決定等の有効期間が令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和2年12月28日まで延長することとなる。なお、現に障害支援区分の認定を受けており、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号）において示している障害支援区分の認定の有効期間が、令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に満了する場合においても、当該有効期間を令和2年12月28日まで延長することとする。

また、特定被災区域内に事業所を有する者、特定被災区域内の施設の開設者及び特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者については、現に指定を受けており、かつ、当該指定の有効期間が令和2年7月3日から令和2年12月27日までの間に満了する場合には、当該有効期間を令和2年12月28日まで延長することとなる。

- 2 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該災害の発生前と同様に、障害保健福祉に関する法令により許可等の更新を行うことのできるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、障害保健福祉に関する法令に基づき許可等の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。
- 3 自立支援医療費の支給認定（特定被災区域内に居住地を有する者に係るものに限る。）については、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第92号）により受給者証の有効期限が1年間延長されている場合には、当該省令による措置を優先し、上記1の対応は行わないものとする。

(資料)

- ・ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を指定する件（令和2年厚生労働省告示第264号）
- ・ 令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）

(参考：参照条文)特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85条）（抄）

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係

る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3～5 （略）

○厚生労働省告示第二百六十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を次のように指定する。

令和二年七月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和二年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域以下「特定被災区域」という）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第十九條の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十條第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
児童福祉法第二十四條の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者

児童福祉法第二十四條の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五條第一項の規定に基づく同法第十六條第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四條第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十條第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十二條第一項又は第二項の規定に基づくけしの栽培の許可	特定被災区域内に栽培地を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十條第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一條第一項の規定に基づく特例給付金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四條の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者

介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サ一ビス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サ一ビス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療の葬祭料の給付又は同法第二十条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当 同法第四号の遺族年金若しくは遺族一時金の給付又は同法第五号の葬祭料の給付の請求	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者

障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三十条の二第一項の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づく同法第四條第一号の医療費及び医療手当、同法第四號の遺族年金若しくは遺族一時金又は同法第五號の葬祭料の給付の請求	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二十六号）第八條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、一世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）第六條第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九條の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成十六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請
特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和二年七月豪雨による災害を指定し、同月三日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年十二月二十八日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年十月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和四年七月二日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和五年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子